

## 【令和5年4月～令和5年12月 運営指導・ケアプラン点検指摘事項まとめ】

### [令和5年度 ケアプラン点検指摘事項まとめ] (R5.12末現在)

#### 課題分析(アセスメント)について

	指摘内容	コメント
①	全社協・在宅版ケアプランフェースシート1ページ目「相談受付」の日付がアセスメント日に毎回変更されている	全社協・在宅版ケアプランフェースシート1ページ目「相談受付」は初回相談を受けた日、場所、受付者を記載します。初めて居宅を訪問しアセスメントを行った日は下部「アセスメント実施日(初回)」に記載します。この2か所は日にちが変更になることはありませんが、日にちが異なる場合もあることに留意してください。途中心身状況の変化で訂正がある場合は訂正した日付を空いている場所に記載し、追記もしくは見え消しで変更してください。
②	全社協・在宅版ケアプランフェースシート1ページ目「日常生活自立度判定基準」に主治医意見書以外の判定結果を記載していた	判定結果は主治医意見書の最新の情報を記載してください。 なお、令和5年10月16日に介護保険最新情報Vol.1178「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について、Vol.1179「課題分析標準項目の改正に関するQ&A」が発出されています。ご参照ください。

#### 居宅サービス計画書について

	指摘内容	コメント
③	「短期目標の期間」より「援助内容の期間」の方が長い	長期目標を達成するために短期目標を設定し、短期目標を達成するために援助内容を設定するため、援助内容と短期目標の「期間」は連動します。なお、援助目標、援助内容のそれぞれの「期間」は開始日と終了日を〇年〇月〇日～〇年〇月〇日と記載します。終了時期が特定できない場合等にあっては、開始時期のみを記載してください。それぞれの「期間」は「有効期間」も考慮します。

#### サービス担当者会議について

	指摘内容	コメント
④	追加のサービス事業者とのみサービス担当者会議を開催し、他事業者には後日交付を行った	居宅サービス計画の変更になるため、一連の業務は必要です。日程調整を行ったがサービス担当者の事由により、参加が得られなかつた場合、照会等により意見を求めることができます。

#### 居宅介護支援経過について

	指摘内容	コメント
⑤	更新時以外、月に1回程度の記録となっている	支援経過は公的な記録です。利用者・家族、事業所間との情報共有等必要な情報、利用者等の心身状況など実際に行った事、聞き取った内容について、時系列で誰もが理解できるように記載します。

#### モニタリングについて

	指摘事項	コメント
⑥	単に居宅を訪問し、利用者に面会することをもってモニタリングと記載していた	月1回以上居宅を訪問し、モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載します。その際、漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するよう努めます。
⑦	居宅サービス計画書の期間内のプランに対してのモニタリングが行われていなかった	モニタリングはその月のサービスに対して次月も継続か変更か中止かを確認するために行います。モニタリングを行った月に提供していない居宅サービス計画書のサービスに対してモニタリングを行うことはできません。

#### その他

	指摘内容	コメント
⑧	専門的用語を使用している	介護支援専門員にとっては日常業務の中で当たり前に使用している言葉でも、利用者・家族は初めて耳にする言葉もあるため、相手が理解しやすい言葉を選択しながら説明することが大切です。

## [令和5年度質問内容]

質問		回答
1	事業所、サービス内容も変更はないが、利用者の転居で保険者が変更した場合の業務はどうしますか。	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられます。なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号から第11号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断してください。
2	入院が前もって決まっている場合、入院前に利用者に係る必要な情報を提供した場合でも、入院時情報連携加算を算定できますか。	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内とあるため、原則算定はできません。
3	特定事業所加算の要介護3から要介護5が40パーセントとは要支援の利用者も含みますか？	要支援は含みません。
4	月途中で要支援1から要支援2に変更となったが、要支援1の時にサービスを利用していなかった場合の日割り計算はどうなりますか。	日割り請求を行う場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数に日額単位をかけて計算します。ただし、報酬区分が変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合にあっては、報酬区分が変更となった後(前)の報酬区分を算定することとし、サービス利用の実績がない報酬区分は算定しないため、サービスを利用していなかった日割りはできず、要支援2のみ日割りとなります。
5	月途中で要支援から要介護に変更になったが、要介護になってからのサービス利用はない場合はどのように給付しますか。	日割り請求を行う場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数に日額単位をかけて計算します。ただし、報酬区分が変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合にあっては、報酬区分が変更となった後(前)の報酬区分を算定することとし、サービス利用の実績がない報酬区分は算定しません。要介護のサービスがなかった場合は包括が給付管理を行います。
6	要支援で総合事業(訪問型)を利用し、初回加算を算定した同月に区分変更で要介護となった場合、総合事業(訪問型)初回加算、訪問介護初回加算それぞれ算定できますか。	日割り計算のサービスコードがないため月末における月1回の算定となります。
7	同月で要支援から要介護になった場合、看護体制強化加算はそれぞれ算定できますか。	日割り計算のサービスコードがないため月末における月1回の算定となります。
8	月途中で要支援1から支援2になった場合デイサービスの加算はそれぞれで算定できますか。	加算に日割りではなく、月に1回の算定となります。月途中で事業所が変更の場合は変更後の事業所が算定します。
9	介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所が変更になった場合、新しい居宅介護支援事業所は初回加算を算定できますか。また、転居等により、介護予防支援事業所が変更になった場合はどうですか。	事業所は変更になつても、当該介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算は算定できません。 しかし、転居等により介護予防介護予防支援事業所としては支援事業所が変更になった場合は初めて当該利用者を担当するため、居宅介護支援事業所の変更はなくても初回加算は算定できます。
10	布団を2階に干すことは可能ですか。	2階に布団を干すことは可能ですが、階段の状況を確認し、危険があるようであれば1階の日当たりのいい場所に干す等アセスメント結果で判断してください。その際取り入れについても確認してください。
11	同居家族がいる場合の生活援助はどのように行えばいいですか	本人、家族等のできることを整理し、生活援助を行わないと利用者の生活維持が行えない場合には生活援助算定が可能となる場合があります。アセスメント等で必要性の有無を確認してください。
12	便失禁等で着替えをした後の処理とはどこまでできますか。	身体でトイレ介助を行った際、便失禁で衣類を汚した場合、着替え、汚れた衣類の処理(衣類についた便を取り除く)までは身体で算定。その後の洗濯は必要に応じて生活援助、もしくは同居家族がいる場合は家族に依頼してください。
13	道が狭く通所介護の車が居宅前まで迎えに行けない場合訪問介護サービスを利用し、送迎車までの送り迎えができますか。	通所介護の送迎は居宅まで迎えに行くことが原則です。利用者の安全を確保するのに必要な人員は、通所サービス事業所で配置すべきであり、別途訪問介護費として算定することはできません。
14	リハビリに使用するために福祉用具を貸与できますか。	介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であつて、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としているため、機能訓練のみでの利用の貸与はできません。
15	車いすを室内用室外用2台を貸与することはできますか。	2台必要な理由があれば貸与は可能ですが、単に汚れる等で家用、外用で分けるのであれば1台は自費となります。
16	オンラインで福祉用具購入の場合は福祉用具購入費の対象となりますか。	福祉用具購入の対象とはならず、全額自費となります。
17	小規模多機能利用者ショートステイ利用中に訪問看護は利用できますか。	居宅においては利用できますが、ショート利用中は利用できません。